

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て中の世帯への負担の影響に対する暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。申請方法など詳しくは、改めてお知らせします。

*平成26年1月1日時点で千葉市に住民登録がある方が対象です。1月2日以降に千葉市に転入した方は、1月1日時点で住民登録のあった市町村へお問い合わせください。



臨時福祉給付金 (1万円または15,000円)

対象

平成26年度市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護を受給している世帯の方などは除きます。
*平成26年度市民税は、6月頃に決定されます。

申請について

- 8月に全ての世帯にポスティングする案内チラシなどで申請書の配布について改めてお知らせします。
- 口座振込による支給となりますので、申請には金融機関の口座が必要です。

子育て世帯臨時特例給付金 (1万円)

対象

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方。ただし、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方や、生活保護を受給している世帯の方、臨時福祉給付金の支給対象となっている方などは除きます。

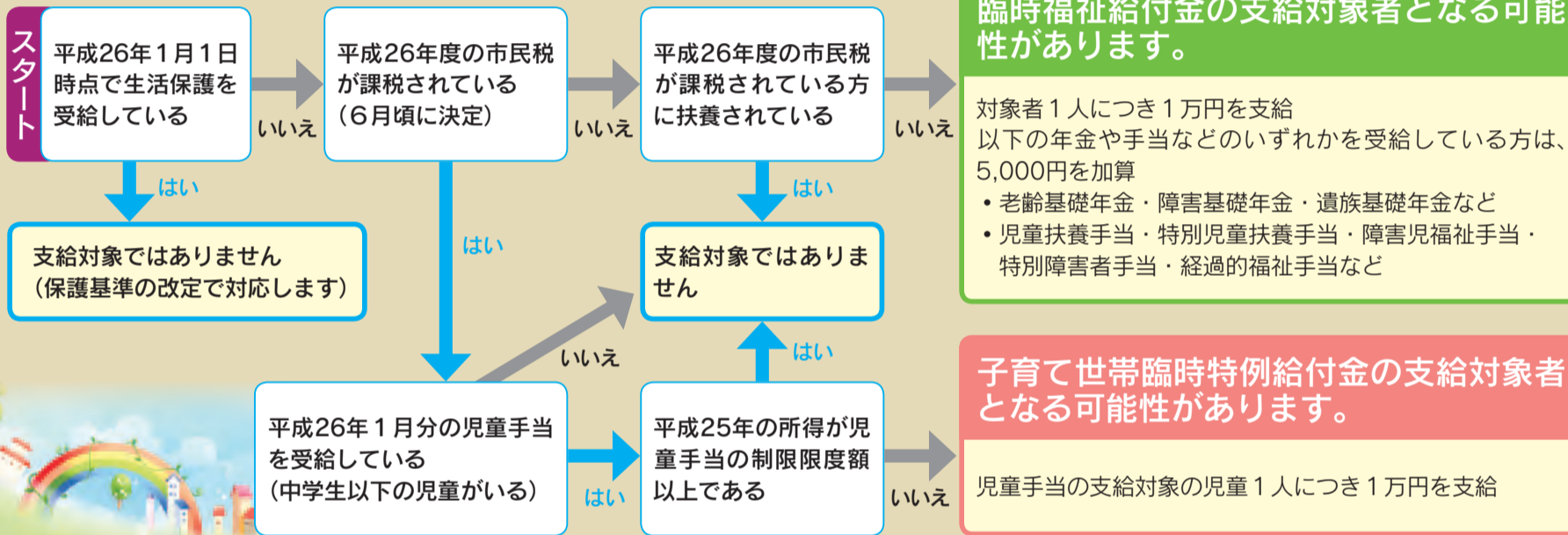
申請について

- 平成26年1月分の児童手当を千葉市から受給している方に、8月1日までに申請書を郵送します(公務員の方は、申請書が職場から配布されます)。なお、申請書が郵送された方であっても、支給対象にならない場合があります。

支給申請の期間は8月1日(金)~11月30日(日)です。

*給付金は支給申請書を提出しない場合、支給されません。

支給対象者の判断チャート



- 申請の受付から振込までは、支給要件の審査などのため、3週間~7週間かかります。
- 支給は1回限りです。

DVにより避難している方で、1月1日時点で現在の居住地に住民登録が無い方は、事前申出の手続きをすれば現在の居住地で申請できるようになりますので、ご相談ください。

振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください
市や厚生労働省の職員などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対ありません。

お問い合わせはこちら!

千葉市臨時給付金コールセンター

☎203-0161 (8:30~17:30)

FAX 203-0165 E-mail rinkyu@callcenter-chibacity.jp

*課税情報などの個人情報については回答できません。

- 保健福祉総務課(臨時福祉給付金)
- こども企画課(子育て世帯臨時特例給付金)